

I P M実践指標（水稲）

管理項目	管理ポイント	点数	チェック欄			備考
			年度	年度	年度	
水田及びその周辺の管理	農薬の効果向上と水質汚濁防止のため、畦畔の整備、畦塗りなどにより、漏水を防止する。	1				
	畦畔・農道・休耕田の除草等を行い、越冬害虫を駆除することにより、次年度の発生密度を低下させる。	1				
	不耕起栽培を除き、翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生を抑制するために稲刈り後早期に耕耘する。	1				
	土壌診断を受け、必要な場合にはケイ酸質肥料を施用する。	1				
健全種子の選別	種子の更新を図るか、または、塩水選を行い、病原菌に侵されていない健全な粳を選種する。	1				
健全苗の育成	播種量、育苗施肥量は高知県の水稲耕種基準または地域の栽培暦に従う。病気が発生した苗は早く処分する。また苗いもちが発生した場合には直ちに薬剤を散布する。	1				
種子消毒	農薬による種子消毒あるいは温湯消毒を実施する。なお農薬を使用する場合には次のいずれかの方法による ①廃液が出にくい方法 ②適切な廃液処理法	1				
育苗箱施薬	農薬の育苗箱施用を行う場合には、当該地域での例年の病害虫の発生状況を考慮して過剰防除にならないように対象病害虫のみに対して実施する。	1				
代かき作業	代かきは丁寧にし、田面をできるだけ均平にする。	1				
移植作業	健全な苗を選抜し、高知県の水稲耕種基準または地域の栽培暦を元に品種に応じた栽植密度本数を移植する。	1				
雑草対策	前年の雑草の発生状況に応じて過剰防除にならないように適切な除草剤を選定する。	1				
	水田初期除草剤を、移植前又は移植時に使用する場合には、環境への影響に十分配慮して処理する。	1				
病害虫発生予察情報の確認	病害虫防除所が発表する発生予察情報を入手し、確認する。	1				
防除の要否の判断	定期的な観察により病害虫の早期発見に努める。	1				
いもち病対策	葉いもちの伝染源をなくすために水田内の置き苗は、移植後の補植が終了し必要がなくなったら早急に除去 処分する。	1				
	高知県の水稲耕種基準または地域の栽培暦が推奨する基肥量を遵守する。追肥については、葉色を確認して、推奨する範囲で施用する。	1				
斑点米カメムシ対策	畦畔、水田周辺の雑草は出穂14日前までに刈り取る。	1				

農薬の使用全般	十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上で使用量・散布方法を決定する。	1				
	当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。	1				
	農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。	1				
	農薬を使用する場合には、特定の成分のみを繰り返し使用しない。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は当該地域では使用しない。	1				
	止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わないこととし、適切な水深管理及びけい畔管理を行う。	1				
作業日誌	各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等の I P M に係る栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。	1				